

協会けんぽ しが

2023年
12月
職場の皆様で
ご回覧ください。

今月の
トピック

協会けんぽ 年末年始 業務のご案内

協会けんぽ滋賀支部の年末年始の業務につきましては、下記のとおり休業いたします。

年末年始の休業期間 ▶ **令和5年12月29日(金)**から**令和6年1月3日(水)**

なお、**年始は令和6年1月4日(木) 8時30分**より業務を開始いたします。
ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。



「医療費のお知らせ」を事業所様あてにお送りします

協会けんぽでは、加入者の皆様にご自身の治療等にかかった医療費について確認していただき、健康保険事業の健全な運営を図るために、年に一回「医療費のお知らせ」を発行しています。

発送時期

令和6年
1月中旬から下旬にかけて順次

診療年月

令和4年10月～
令和5年8月(受診分)

送付先

事業主様あて
(被保険者様のご自宅ではありません)

去年より
1ヶ月短縮されているためご注意ください



今年度におきましては、送付時期を可能な限り早めるため、記載する受診期間を変更いたしました。
令和5年9月以降の受診分については、医療機関等からの領収書での確認が必要ですので、ご了承ください。

事業所のご担当者様へ

個別に封緘されておりますので、**開封せず**に従業員様へお渡しください。また、**退職された従業員様の分は、開封せず**に同封の返信用封筒にて協会けんぽ滋賀支部までお送りください。対象期間中に受診されていない場合や、お知らせの対象とはならない受診（レセプトの内容の審査中など）については作成されません。

医療費のお知らせは確定申告(医療費控除)に使用可能です

確定申告(医療費控除)に関しては、国税庁ホームページまたは管轄の税務署にご確認ください。

- ▶ 年に医療費をいくら以上支払えば、申告できるか?
- ▶ 医療費控除を受けるためにどのような手続きが必要か?
- ▶ どのような費用が医療費控除の対象となるか? など

お問い合わせは

国税庁
ホームページ
または
税務署 まで

セルフメディケーション税制をご存知ですか?

医療費控除の特例として、スイッチOTC医薬品(薬局やドラッグストアで購入できる、医療用から転用された比較的副作用が少なく安全性が高い医薬品)を1年間のうち12,000円以上購入し、健康のための一定の取組をした場合、確定申告を行うことで、12,000円を超えた金額(上限88,000円)をその年分の総所得金額等から控除できる制度です。

※医療費控除を行っている場合はセルフメディケーション税制は申告できません。

セルフメディケーション税制
の詳細はこちらから



厚生労働省HP

令和6年1月下旬に

ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りします

お知らせをお送りする方

- 主に生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期間服用されている方
- お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方

令和5年度より通知の対象を18歳から7歳へ引き下げました。

※加入者（被保険者）の方の住所へ直接送付いたします。

※すべての加入者様に通知されるものではありません。



お知らせの内容

先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合の、**自己負担軽減可能額等**をお知らせするものです。**加入者の皆様のお薬代の負担軽減が図られる**ほか、**健康保険財政の改善にもつながる**ことから、「ジェネリック医薬品」の普及を推進しており、その取り組みの一環として、ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りしています。

健康保険委員登録事業所様限定!

入会金無料でスポーツクラブが利用できます

健康保険委員登録事業所様限定で、株式会社いずみ21が運営するイトマンスイミングスクール&フィットネスクラブの入会金が無料になる優待特典をご用意いたしました!

※株式会社いずみ21は協会けんぽ滋賀支部のヘルスケアサポート事業の協賛団体としてご応募いただいた企業です。

優待についての詳細はこちらから



滋賀支部HP

“温泉等優待割引”『ゆカード』も利用できます!

滋賀県内の保険者で“温泉等協力施設”を利用した“健康づくり”の事業を実施しています。

健康保険委員登録事業所様限定で、対象施設で割引優待が受けられる『ゆカード』をお送りしております（希望制）。職場の福利厚生としてもご利用いただけます。



\\ まだ健康保険委員の登録がお済みでない事業所様は、この機会にぜひご登録ください! //

健康保険委員について

滋賀支部では、事業所の事務ご担当者様を対象に『健康保険委員』を募集しております。

『健康保険委員』にご登録いただくと、優待特典を受けられるほか、健康保険の制度や職場の健康づくりに関する最新情報（広報誌等）をいち早く受け取ることができます。登録料や年会費は無料です。

健康保険委員に登録して職場のみんなで健康づくりはじめますか?



滋賀支部HP



健康保険委員の詳細や登録方法についてはこちらから

協会けんぽ しが 2023年12月号

〈発行〉  全国健康保険協会 滋賀支部

協会けんぽ

〒520-8513 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル3階

TEL : 077-522-1099

FAX : 077-522-1138

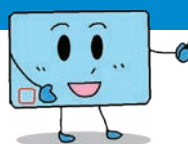
※おかけ間違いにご注意ください。



お問い合わせはこちら

【被扶養者状況リスト】

の提出はお済みですか?



提出期限は過ぎていますが、まだお手元にリストがある場合はすみやかにご提出をお願いいたします。